

# 営業保証供託・裁判上の保証供託を されている皆様へ

○営業保証金等を「**金銭**」で供託されている皆様へ  
供託金には利息が発生します。

「営業保証金」や「裁判上の保証金」を供託された場合、発生した利息は供託した月の翌月の1年後にそれまで発生した1年分の利息を請求することができます。**請求が可能となった日から5年経過すると、その利息は払渡請求権の時効が完成し払渡請求ができなくなりますのでご注意ください。**

○営業保証金等を「**振替国債**」で供託されている皆様へ

利付振替国債の供託後の利息については、**供託後に到来した利息の支払日から10年を経過することによって、払渡請求権の時効が完成し、払渡請求ができなくなりますのでご注意ください。**

○営業保証金等を「**有価証券**」で供託されている皆様へ

国債証券（有価証券）は、償還期から**10年を経過すると現金化できなくなります。**また、利付国庫債券の利札（利息）は利札の渡期から**5年を経過すると現金化できなくなり無価値となってしまう**のでご注意ください。

証券の償還期または利札の渡期については、供託者である皆様自身で管理していただくこととなりますので、定期的に確認をされるようお願いいたします。

★ご不明な点は長野地方法務局供託課へお問い合わせ下さい。

TEL 026-235-6631